

石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく 石油販売業の届出について

1. 届出を必要とする者とは

石油を販売しようとする者で、以下 ~ のいずれかに該当する者は届出を必要とします。

この法律でいう「石油」とは、原油、指定石油製品（揮発油、ナフサ、ジェット燃料油、軽油、灯油、重油）及びプロパン、ブタンを主成分とする石油ガス（液化したものを含む）をいいます。

従って、潤滑油、アスファルト、グリース等については対象外のため届出は不要です。

(1) 届出を必要とする販売業者

原油又は指定石油製品の販売を行う事業にあっては、消防法第9条の3に規定する指定数量を超える場合（貯蔵タンク等の施設を有する場合）

（参考：消防法に規定する指定数量）

| | | |
|-----|---------------|-------------|
| 第4類 | 第1石油類（ガソリン他） | 200リットル |
| | 第2石油類（灯油・軽油他） | 1,000リットル |
| | 第3石油類（重油他） | 2,000リットル |
| | 第4石油類 | 6,000リットル 等 |

石油ガスの販売を行う事業にあっては、使用するタンクの容量が5トンを超える場合前2号に掲げるもののほか、「当該年度の販売予定量」又は「前年度の販売量」のいずれか大きい数量が、次の数量を超える場合（施設を有しない場合等）

| | | |
|---------|-------|--------|
| (イ)原油 | 1,000 | キロリットル |
| (ロ)揮発油 | 2,400 | キロリットル |
| (ハ)灯油 | 60 | キロリットル |
| (ニ)軽油 | 1,800 | キロリットル |
| (ホ)重油 | 120 | キロリットル |
| (ハ)石油ガス | 360 | トン |

(2) 注意事項

- ・「石油の販売の事業」とは営利目的であるか否かを問わず、自己の名義により継続反復して有償で他人に譲渡することを目的として事業活動を行う者を指しています。（自家用は対象となりません。）
- ・「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の登録を受けた者で、揮発油のみの販売の場合については、当該届出は不要です。
- ・複数の事業所（給油所）で販売を行う場合は、事業所毎に届出が必要です。
- ・届出書は、3部（1部写し可）作成し、主たる事務所の所在地を管轄する経済局に提出して下さい。

経済省用・経済局用・届出者控用（受付後、1部返戻し）

2. 開始届出は、どのような場合に必要か

石油販売業開始届出は、以下の ～ に該当する場合に必要です。

(1) 開始届出が必要なケース（石油備蓄法第24条第1項）

はじめて石油販売事業を行う場合

事業所（給油所等）を新設・譲受・借用等により追加して販売を行う場合

法人が合併（承継）する場合（新設合併、吸収合併）

石油の販売数量が規則で規定する数量以上になる場合

組織を変更する以下の場合（開始届出及び廃止届出の提出が必要）

個人 合資・合名会社

個人 株式・有限会社

合資・合名会社 株式・有限会社

(2) 届出に必要な書類

石油販売業開始届出書（様式第17）

3. 廃止届出は、どのような場合に必要か

石油販売業廃止届出は、以下の ～ に該当する場合に必要です。

(1) 廃止届出が必要なケース（石油備蓄法第24条第3項）

石油販売事業をやめる場合

事業所（給油所等）を廃棄、譲渡、貸与等する場合

法人が合併（承継）された場合（新設合併、吸収合併）（開始届出及び廃止届出の提出が必要）

石油の販売数量が規則で規定する数量未満になる場合

組織を変更した以下の場合（開始届出及び廃止届出の提出が必要）

個人 合資・合名会社

個人 株式・有限会社

合資・合名会社 株式・有限会社

(2) 届出に必要な書類

石油販売業廃止届出書（様式第19）

「廃止の理由」「設備の処分に関する事項」については、記載漏れのないよう注意。

例）「廃止の理由」：譲渡（運営者交替）、合併、営業不振、その他（組織変更等）

「設備の処分に関する事項」：設備撤去、～へ譲渡、～へ引き継ぐ（運営者交替）

等 できるだけ具体的に記載して下さい。

4. 変更届出は、どのような場合に必要か

石油販売業変更届出は、以下の ~ に該当する場合に必要です。

(1) 変更届出が必要なケース（石油備蓄法第24条第2項）

法人の代表者を変更した場合

法人の名称を変更した場合

個人事業者が相続（承継）した場合

個人事業者（養子縁組等により）の名称が変わった場合

組織を変更した場合（法人格の同一性が維持される以下の場合等）

合名会社 合資会社 （商法113条・63条）

株式会社 有限会社 （有限会社法64条・67条）

事業者住所（本社）を変更した場合、又は住居表示が変更された場合

事業所（給油所等）の名称を変更した場合、又は住居表示が変更された場合

販売する石油の種類を変更した場合

元売業者等主たる仕入先を変更した場合

主たる販売施設（タンクの容量、計量器の数）を変更した場合

(2) 届出に必要な書類

石油販売業変更届出書（様式第18）

「変更事項」欄には“どこの事業所に係るどのような変更なのか”を記載すること。
変更事項が多く記載しきれない場合は、「別紙のとおり」として別紙の添付も可。

届出書の注意事項

- ・ 届出は、3部（1部写し可）作成し、押印の上、提出して下さい。
1部 - 経済産業本省用、1部 - 経済産業局用、1部 - 届出者控え用
[受付後、1部（開始届には届出番号を付記して）は返戻し]
- ・ 提出は、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局へ提出して下さい。
- ・ 自家用給油所は届出対象ではありません。一般販売も行う場合には「開始届出」を提出して下さい。
- ・ 変更届出書又は廃止届出書を提出する場合、開始届出書を提出した際に付記された届出番号を記入して下さい。
- ・ なお、主たる事務所の所在地とは、原則として、法人にあっては、本店の所在地、個人にあっては、本人の住所（住民票上の）とします。

主たる事務所の所在地が

福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 の場合の提出先

〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44（大阪合同庁舎1号館2階）

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 石油課 ☎06-6966-6044